

主任(監理)技術者、特例監理技術者、監理技術者補佐及び 現場代理人の取扱いについて

令和3年11月
(令和4年3月改正)
(令和4年12月改正)
総務部契約検査課

1. 趣旨

天草市が発注する請負工事において、建設業法（昭和24年5月24日法律第100号）第26条の規定による主任技術者等（主任（監理）技術者、特例監理技術者、監理技術者補佐又は現場代理人をいう。）の取扱いを定め、その適正配置を確保するため、必要な事項を定めるものとする。

2. 主任技術者の取扱い

(1) 主任技術者の設置について

建設業許可を受けている建設業者が工事を施工する場合、元請・下請、金額の大小に関わらず、建設業法第26条第1項に規定する主任技術者を現場に置かなければならない。

また、請負金額（税込）が、4,000万円以上（建築一式工事では8,000万円以上）の工事を施工する場合、主任技術者は、工事現場ごとに専任の者でなければならない。なお、この場合の専任とは、工事現場稼働中は常に現場もしくは現場事務所に滞在することを指す。【監理技術者制度運用マニュアル三】

【建設業法第26条第1項に規定する主任技術者となる資格のある者】

- ・ 各種1級及び2級施工管理技士
- ・ 1級及び2級建築士
- ・ 各種技術士
- ・ 各種1級及び2級技能士
- ・ 第1種及び第2種電気工事士
- ・ 実務経験者等

(2) 同一現場における主任技術者と現場代理人の兼任

主任技術者は、同一現場における現場代理人を兼ねることができる【天草市公共工事請負契約約款第10条の5】。

(3) 主任技術者を設置及び専任すべき期間【監理技術者制度運用マニュアル三（2）】

主任技術者を設置すべき期間は、天草市公共工事請負契約約款（以下「約款」という。）第10条に規定する「現場代理人及び主任（監理）技術者通知」（変更の場合は変更通知）を受理した時から、約款第31条に係る「工事目的物引渡し申出書」を受理した時までとし、主任技術者を現場に専任すべき期間は、約款第10号に係る「現場代理人・主任（監

理) 技術者通知」(変更の場合は変更通知)を受理した時から、約款第31条に係る「工事完成通知書(しゅん工届)」を受理した時までとする。

なお、通知書の受理にあたっては、受付印を押印し受理日を明確にすること。

また、次に掲げる期間については、工事現場への専任は要しない。

ただし、いずれの場合も、発注者と建設業者の間で、次に掲げる期間が設計図書もしくは工事打合簿等の書面(約款第9条第4項)により明確になっていることが必要である。

【専任を要しない期間】

①技術者通知書の受理後、現場施工に着手するまでの期間

(例) 現場事務所の設置、資機材の搬入または仮設工事等が開始されるまでの間。

②工事を全面的に一時中止している期間

(例) 工事用地等の確保が未了、自然災害の発生又は埋蔵文化財調査等

③工場製作のみが行われている期間

(橋梁、ポンプ、ゲート、エレベーター等の工場製作を含む工事の場合)

④工事完成通知書の受理後、検査、事務手続き等のみが残っている期間

(4) 専任の主任技術者の他の現場との兼任【建設工事の技術者の専任等に係る取扱いについて

(改正)(平成26年2月3日 国土建第272号)】

現場に専任された主任技術者については、原則として他の現場の主任(監理)技術者又は現場代理人との兼任を認めない。

ただし、次のいずれかに該当し、現場の施工管理上差し支えない場合は、兼任を認めるものとし、その場合においては、「現場代理人及び主任(監理)技術者通知」(変更の場合は変更通知)の裏面に、兼任する工事名等を記入(別紙参照)させるものとする。

ア 密接な関係にある2つ以上の工事を、同一の場所又は近接した場所において施工する場合

この場合、当該工事が上記の要件を満たす工事であるかについては、以下の基準により判断すること。

【専任の主任技術者の兼任にかかる判断基準】

- ・ 随意契約、合冊入札及び隣接工事などにおいて共通仮設費、現場管理費及び一般管理費のいずれかの調整が行われた工事
- ・ 同一工区内又は工区の隣接する工事(発注者が異なる場合も含む)
- ・ その他、特に必要と認められる工事(事前に契約検査課に確認のこと)

イ 工事の対象となる工作物に一体性若しくは連続性が認められる工事又は、施工にあたり相互に調整を要する工事で、かつ、工事現場の相互の間隔が10km程度の近接した場所において施工する場合。なお、施工にあたり相互に調整を要する工事について、資

材の調達を一括で行う場合や、工事の相当の部分在同一の下請業者で施工する場合等も含まれる。この場合、1人の主任技術者が管理することができる工事の数は、原則2件程度とする。

(5) 専任の主任技術者が現場から離れる場合の取扱い

現場に専任された主任技術者については、発注者との打ち合わせ等、当該工事に専念している状態であれば現場から離れていても専任状態にあるとみなす。なお、この場合においても連絡体制を整備し、常に連絡を取ることが可能であること。

3. 監理技術者、特例監理技術者及び監理技術者補佐の取扱い

(1) 監理技術者の設置について

発注者から直接請け負った工事で、下請契約の金額の合計が税込4,500万円（建築一式工事では7,000万円）以上となる場合、主任技術者の代わりに建設業法第26条第3項に規定する「監理技術者」を現場に配置しなければならない。

また、請負金額が税込4,000万円以上（建築一式工事では8,000万円以上）の工事を施工する場合、監理技術者は、工事現場ごとに専任の者でなければならない。なお、この場合の専任とは、工事現場稼働中は常に現場もしくは現場事務所に滞在することを指す。

（建設業法第26条第2項に規定する監理技術者となる資格のある者）

- ・ 各種1級施工管理技士
- ・ 1級建築士
- ・ 各種技術士
- ・ 国土交通大臣が1級同等と認定した者
- ・ 2年以上の指導監督的実務経験のある者

(2) 同一現場における監理技術者と現場代理人の兼任【天草市公共工事請負契約約款第10条の5】

監理技術者は、同一現場における現場代理人を兼ねることができる。

(3) 監理技術者を設置・専任すべき期間【監理技術者制度運用マニュアル三（2）】

監理技術者を設置すべき期間は、約款第10条に係る「現場代理人及び主任（監理）技術者通知」（変更の場合は変更通知）を受理した時から、約款第31条に係る「工事目的物引渡し申出書」を受理した時までとし、監理技術者を現場に専任すべき期間は、約款第10条に係る「現場代理人・主任（監理）技術者通知」（変更の場合は変更通知）を受理した時から、約款第31条に係る「工事完成通知書（しゅん工届）」を受理した時までとする。

なお、通知書の受理にあたっては、受付印を押印し受理日を明確にすること。

また、次に掲げる期間については、工事現場への専任は要しない。ただし、いずれの場

合も、発注者と建設業者の間で、次に掲げる期間が設計図書もしくは工事打合簿等の書面（約款第9条第4項）により明確になっていることが必要である。

①技術者通知書の受理後、現場施工に着手するまでの期間

（例）現場事務所の設置、資機材の搬入または仮設工事等が開始されるまでの間。

②工事を全面的に一時中止している期間

（例）工事用地等の確保が未了、自然災害の発生又は埋蔵文化財調査等

③工場製作のみが行われている期間

（橋梁、ポンプ、ゲート、エレベーター等の工場製作を含む工事の場合）

④工事完成通知書の受理後、検査、事務手続き等のみが残っている期間

（4）専任の監理技術者の他の現場との兼任

現場に専任された監理技術者については、原則として他の現場の主任（監理）技術者又は現場代理人との兼任を認めない。

ただし、監理技術者を置くことが必要となる建設工事において、監理技術者補佐を工事現場ごとに専任で置くことにより監理技術者を特例監理技術者とし、複数の現場で兼任させることができる【建設業法第26条第3項】。監理技術者補佐となるためには、主任技術者の資格を有する者（建設業法第7条第2号イ、ロ又はハに該当する者）のうち一級の技術検定の第一次検定に合格した者（一級施工管理技士補）又は一級施工管理技士等の国家資格者、学歴や実務経験により監理技術者の資格を有する者であることが必要である【建設業法施行令第28条】。なお、監理技術者補佐として認められる業種は、主任技術者の資格を有する業種に限られ、当該現場における監理技術者補佐は他の現場の監理技術者補佐を兼任することはできない。

また、特例監理技術者を配置するためには、兼務する工事が以下の①～⑫の全ての要件をすべて満たさなければならない。

①予定価格が3億円未満の工事であること。

②監理技術者補佐は、他の現場の監理技術者補佐との兼務は認めず、専任で配置すること。

③監理技術者補佐は、一級施工管理技士補又は一級施工管理技士等の国家資格者、学歴や実務経験により監理技術者の資格を有する者であること。なお、監理技術者補佐の建設業法第27条の規定に基づく技術検定種目は、特例監理技術者に求める技術検定種目と同じであること。

④監理技術者補佐は、入札参加者と直接的かつ恒常的な雇用関係（連続して3ヶ月以上）にあること。

⑤同一の特例監理技術者が配置できる工事の数は、当該工事を含め同時に2件までとすること【建設業法施行令第29条】。ただし、同一あるいは別々の発注者が、同一の建設業者と締結する契約工期の重複する複数の請負契約に係る工事であって、かつ、それぞれの工事の対象となる工作物等に一体性が認められるもの（当初の請負契約以外の請負

契約が随意契約により締結される場合に限る。)については、これら複数の工事を一の工事とみなす。

- ⑥特例監理技術者が兼務できる工事は、天草市発注工事又は熊本県発注工事であること（熊本県天草広域本部管内の工事に限る）。
- ⑦単体企業で受注している工事であること。
- ⑧特例監理技術者は、施工における主要な会議への参加、現場の巡回及び主要な工程の立会い等の職務を適正に遂行できること。
- ⑨特例監理技術者と監理技術者補佐との間で常に連絡が取れる体制であること。
- ⑩監理技術者補佐が担う業務等について、あらかじめ明らかにすること。
- ⑪市発注工事と県が発注する工事を兼務する場合、発注者が兼務について承認していること。【監理技術者等運用マニュアル三（２）】。
- ⑫特例監理技術者の配置が認められると判断された工事であること（高度な技術を要する等、工事の品質確保の観点から監理技術者の専任が必要と判断される工事については兼務を認めない場合がある）。

特例監理技術者の配置を認める工事等については、該当する工事等の特記仕様書及び入札公告に以下の内容を必ず明記すること。

○特記仕様書記載内容（その他欄に記載）

【監理技術者及び監理技術者補佐の取扱いについて】

★兼務を認めない工事の場合

・本工事は、建設業法第２６条第３項ただし書きの規定の適用を受ける監理技術者（以下、「特例監理技術者」という。）の配置は認めない。

★兼務を認める工事の場合

・本工事は、建設業法第２６条第３項ただし書きの規定の適用を受ける監理技術者（以下、「特例監理技術者」という。）の配置を認める。

特例監理技術者の配置を行う場合には、「建設業法第２６条第３項ただし書きの規定の適用を受ける監理技術者及び監理技術者補佐の取扱いについて」の１（市ホームページにて公開）に記載されている要件を満たさなければならない。

本工事において、特例監理技術者及び監理技術者補佐の配置を行う場合又は配置を要さなくなった場合は、適切にコリンズ（CORINS）への登録を行うこと。

○入札公告記載内容（その他欄に記載）

★兼務を認めない工事の場合

・本工事は、建設業法第２６条第３項ただし書きの規定の適用を受ける監理技術者（以下、「特例監理技術者」という。）の配置は認めない。

★兼務を認める工事の場合

・本工事は、建設業法第２６条第３項ただし書の規定の適用を受ける監理技術者（以下、「特

例監理技術者」という。)の配置を認める。

・特例監理技術者の配置を行う場合には、「建設業法第26条第3項ただし書きの規定の適用を受ける監理技術者及び監理技術者補佐の取扱いについて」の1（市ホームページにて公開）に記載されている要件を満たさなければならない。

なお、特例監理技術者の配置を行う場合、これらの要件を満たしていることを確認するため別記様式を提出しなければならない。

なお、密接な関係にある2つ以上の工事を、同一の場所又は近接した場所において施工する場合であって、特定の要件を満たす場合、他の現場の主任（監理）技術者又は現場代理人との兼任を認める。【監理技術者制度運用マニュアル三（2）】

この場合、当該工事が上記の要件を満たす工事であるかについては、以下の判断基準により判断すること。

（専任の監理技術者の兼任に係る判断基準）

・同一工区内又は工区の隣接する工事であって、当初契約以外の工事が随意契約によって締結されるもの（発注者が異なる場合も含む。）

兼任する場合には、「現場代理人及び主任（監理）技術者通知」（変更の場合は変更通知）の裏面に、兼任する工事名等を記入（別紙参照）させるものとする。

（5）同一現場における特例監理技術者及び監理技術者補佐と現場代理人の兼任

特例監理技術者は同一現場における現場代理人を兼ねることができないが、監理技術者補佐は同一現場における現場代理人を兼ねることができる。

（6）専任の監理技術者及び監理技術者補佐が現場から離れる場合の取扱い

現場に専任された監理技術者及び監理技術者補佐については、発注者との打ち合わせ等、当該工事に専念している状態であれば現場から離れていても専任状態にあるとみなす。なお、この場合においても、連絡体制を整備し、常に連絡を取ることが可能であること。

（7）工事途中から監理技術者設置が必要となった場合

主任技術者の兼任が認められていた工事（本項（4）なお書きに規定する場合を除く。）について、いずれかの工事の下請契約総額が税込4,500万円（建築一式工事の場合は税込7,000万円）を超えた場合は、監理技術者の設置が必要となり、当該現場と他の現場の兼任は認められなくなるので注意すること。

4. 主任(監理)技術者、特例監理技術者及び監理技術者補佐の工期途中の交代の取扱い

工事現場に設置した主任(監理)技術者、特例監理技術者及び監理技術者補佐を工期途中に交代する場合は、発注者は受注者に対し、理由書(様式自由)及びその理由を証明できる書類(診断書、離職証明書等)の提出を求め、監理技術者制度運用マニュアル2-2(4)の規定に該当する場合に限り、認めるものとする。

なお、監理技術者から特例監理技術者への変更、あるいは特例監理技術者から監理技術者への変更は工期途中での途中交代には該当しない。

【監理技術者制度運用マニュアル2-2(4)】

○監理技術者等の途中交代

建設工事の適正な施工の確保を阻害する恐れがあることから、施工管理をつかさどっている監理技術者等の工期途中での交代は、当該工事における入札・契約手続きの公平性の確保を踏まえた上で、慎重かつ必要最小限とする必要があり、これが認められる場合としては、監理技術者の死亡、傷病、出産、育児、介護又は退職等、真にやむを得ない場合のほか、次に掲げる場合等が考えられる。

- ①受注者の責によらない理由により工事中止又は工事内容の大幅な変更が発生し、工期が延長された場合
- ②橋梁、ポンプ、ゲート、エレベーター、発電機・配電盤等の電機品等の工場製作を含む工事であって、工場から現地へ工事の現場が移行する時点
- ③一つの契約工期が多年に及ぶ場合

なお、いずれの場合であっても、発注者と元請との協議により、交代の時期は工程上一定の区切りと認められる時点とするほか、交代前後における監理技術者等の技術力が同等以上に確保されるとともに、工事の規模、難易度等に応じ一定期間重複して工事現場に設置するなどの措置をとることにより、工事の継続性、品質確保等に支障がないと認められることが重要である。

また、協議においては、発注者からの求めに応じて、直接建設工事を請け負った建設業者が工事現場に設置する監理技術者等及びその他の技術者の職務分担、本支店等の支援体制等に関する情報を発注者に説明することが重要である。

監理技術者から特例監理技術者への変更あるいは特例監理技術者から監理技術者への変更は、工期途中での途中交代には該当しない。一方で、監理技術者が専任から兼任に変わり、監理技術者補佐を新たに専任で設置するなど、施工体制が変更となることから、事前に発注者に説明し理解を得ることが望ましい。

5. 現場代理人の取扱い

(1) 現場代理人の設置について

市発注工事の請負者は、約款第10条に規定する現場代理人を工事現場に設置しなければならない。

また、現場代理人は、工事現場に常駐しなければならない。なお、この場合の常駐とは、工事現場稼働中は常に現場もしくは現場事務所に滞在することを指す。

(約款第10条に規定する現場代理人となる資格のある者)

- ・現場代理人には特段の資格要件はない

(2) 同一現場における現場代理人と主任(監理)技術者、特例監理技術者又は監理技術者補佐の兼任

現場代理人は、同一現場における主任(監理)技術者を兼ねることができるが、同一現

場における特例監理技術者を兼ねることができない。また、同一現場における監理技術者補佐を兼ねることができる。

(3) 現場代理人を設置・常駐すべき期間

現場代理人を現場に常駐すべき期間は、約款第10条に係る「現場代理人及び主任（監理）技術者通知」（変更の場合は変更通知）を受理した時から、約款第31条に係る「工事目的物引渡し申出書」を受理した時までとし、現場代理人を現場に専任すべき期間は、約款第10条に係る「現場代理人及び主任（監理）技術者通知」（変更の場合は変更通知）を受理した時から、約款第31条に係る「工事完成通知書（しゅん工届）」を受理した時までとする。

なお、通知書の受理にあたっては、受付印を押印し受理日を明確にすること。

また、次に掲げる期間については、工事現場への常駐は要さない。ただし、いずれの場合も、発注者と建設業者の間で、次に掲げる期間が設計図書もしくは工事打合簿等の書面（約款第9条第4項）により明確になっていることが必要である

①技術者通知書の受理後、現場施工に着手するまでの期間

（例）現場事務所の設置、資機材の搬入または仮設工事等が開始されるまでの間。

②工事を全面的に一時中止している期間

（例）工事用地等の確保が未了、自然災害の発生又は埋蔵文化財調査等

③工場製作のみが行われている期間

（橋梁、ポンプ、ゲート、エレベーター等の工場製作を含む工事の場合）

④工事完成通知書（しゅん工届）の受理後、検査、事務手続き等のみが残っている期間

(4) 現場代理人の他の現場との兼任

現場代理人については、原則として他の現場の主任（監理）技術者、特例監理技術者、監理技術者補佐、又は現場代理人との兼任を認めない。ただし、次のいずれかに該当し、現場の施工管理上差し支えない場合は、兼任を認めるものとし、その場合においては、「現場代理人及び主任（監理）技術者通知」（変更の場合は変更通知）の裏面に、兼任する工事名等を記入（別紙参照）させるとともに、兼任要件を満たすことが確認できる資料を添付させること。

ア 密接な関係にある2つ以上の工事を、同一の場合又は近接した場所において施工する場合で、以下のいずれかに該当するもの

- ・ 随意契約、合冊入札及び隣接工事などにおいて共通仮設費、現場管理費及び一般管理費のいずれかの調整が行われた工事
- ・ 同一工区内又は工区の隣接する工事（発注者が異なる場合も含む。）
- ・ その他、特に必要と認められる工事（事前に契約検査課に確認のこと。）

- イ 工事の対象となる工作物に一体性若しくは連続性が認められる工事又は施工にあたり相互に調整を要する工事で、かつ、工事現場の相互の間隔が10km程度の近接した場所において施工する原則2件程度の工事。なお、施工にあたり相互に調整を要する工事について、資材の調達を一括で行う場合や、工事の相当の部分を同一の下請業者で施工する場合等も含まれる。
- ウ 専任の主任技術者の配置を要しない小規模な工事（1件あたりの請負金額が税込4,000万円（建築一式工事の場合、8,000万円）未満）のみを施工する場合で、以下に掲げる条件を満たすもの（天草市発注工事の現場代理人の常駐義務緩和の運用）
※市では、専任の主任技術者の配置を要しない小規模な工事のみを対象として、以下の要件を全て満たす場合、現場代理人の兼任を認めることとしている。

【現場代理人の兼任を認める要件】

- ・兼任できる工事は、天草市発注工事又は熊本県発注工事とする。ただし、熊本県の工事において、県が現場代理人の兼任を認める場合に限る。
 - ・兼任する全ての工事現場が熊本県天草広域本部管内であること。
 - ・兼任できる工事は3件までとする。なお、兼任する全ての工事が天草市発注工事で災害復旧工事を含む場合は、4件まで兼任できるものとする。
- ※災害復旧工事において合冊入札の場合は、それらを1件として取扱う。

エ その他

- ・要件を満たしていても、現場の施工管理上問題があると判断される場合は兼任を認める必要はない。
- ・設計変更により、兼任する2件以上の工事の1件あたりの請負金額が税込4,000万円（建築一式工事の場合、8,000万円）以上となった場合は、現場代理人の変更手続きが必要となる。

(5) 現場代理人が現場から離れる場合の取扱い

現場代理人については、発注者との打ち合わせ等、当該工事に専念している状態であれば現場から離れていても常駐状態にあるとみなす。なお、この場合においても連絡体制を整備し、常に連絡を取ることが可能であること。

(参考資料)

- ・主任（監理）技術者・現場代理人の設置及び専任・常駐の例（別紙）

現場代理人及び主任（監理）技術者通知 裏面

下記工事について、現場代理人、専任の主任技術者、監理技術者を兼任します。

現場代理人氏名		連絡先	
主任技術者氏名		連絡先	
特例監理技術者氏名 ※監理技術者を兼任する場合		連絡先	
兼任する工事 1	工事番号		
	工事名		
	工事場所		
	工期		
	請負金額（税込）		
	発注機関名		
	監督員氏名		
	監理技術者補佐氏名 ※特例監理技術者を配置する場合		
兼任する工事 2	工事番号		
	工事名		
	工事場所		
	工期		
	請負金額（税込）		
	発注機関名		
	監督員氏名		
	監理技術者補佐氏名 ※特例監理技術者を配置する場合		

(注)

- 1 現場代理人、専任の主任技術者、及び特例監理技術者が兼任する場合に記入すること（兼任する部分を記入）。
- 2 現場代理人を兼任する2件以上の工事の1件あたりの請負金額が設計変更により税込4,000万円（建築一式工事の場合、8,000万円）以上となった場合は、「現場代理人及び主任（監理）技術者変更通知」により変更手続きを行うこと。
- 3 主任技術者を兼任する2件以上の工事のうち、どちらか一方でも工事途中で下請契約の請負代金の額の合計が4,500万円（建築一式工事の場合は7,000万円）以上となる場合には、兼任できなくなるので注意すること。
- 4 専任の主任技術者等を兼任させる工事の施工場所及び工事概要がわかる仕様書、図面、位置図（様式自由）等兼任要件を満たすことが確認できる資料を提出すること。
- 5 施工に当たり相互に調整を要する工事の場合は、上記4に加え、施工計画書等兼任要件を満たすことが確認できる資料を提出すること。
- 6 市発注工事と熊本県発注工事の主任技術者等を兼任させる場合には、県工事の発注者が市発注工事との兼任を承諾していることがわかる書類（工事打合簿等の写し）を提出すること。

(別記様式) (特例監理技術者の配置を認める場合)

特例監理技術者の配置を予定している場合の確認事項
【〇〇建設】

工事番号		
工事名		
<input type="checkbox"/>	特例監理技術者の配置を予定している	確認書類 (要提出)
<input type="checkbox"/>	① 予定価格が3億円未満の工事であること	
<input type="checkbox"/>	② 建設業法第26条第3項ただし書きによる監理技術者の職務を補佐する者 (以下、「監理技術者補佐」という。) を専任で配置すること	・ 監理技術者補佐の資格を有する書類 (一級施工管理技士等の国家資格者などの合格証等)
<input type="checkbox"/>	③ 監理技術者補佐は、一級施工管理技士補又は一級施工管理技士等の国家資格者、学歴や実務経験により監理技術者の資格を有する者であること。なお、監理技術者補佐の建設業法第27条の規定に基づく技術検定種目は、特例監理技術者に求める技術検定種目と同じであること	
<input type="checkbox"/>	④ 監理技術者補佐は入札参加者と直接的かつ恒常的な雇用関係にあること	・ 監理技術者補佐の直接的かつ恒常的な雇用関係を証明する書類 (健康保険証等の写し)
<input type="checkbox"/>	⑤ 同一の特例監理技術者が配置できる工事は、当該工事を含め同時に2件までとすること	・ 特例監理技術者が兼務する工事のCORINSの写し等
<input type="checkbox"/>	⑥ 特例監理技術者が兼務できる工事は、天草市発注工事、又は熊本県発注工事で、工事箇所が熊本県天草広域本部管内であること	・ 施工箇所及び工事概要がわかる仕様書、図面、位置図等
<input type="checkbox"/>	⑦ 単体企業で受注している工事であること	・ 特例監理技術者が兼務する工事のCORINSの写し等
<input type="checkbox"/>	⑧ 特例監理技術者は、施工における主要な会議への参加、現場の巡回及び主要な工程の立会等の職務を適正に遂行できること	・ ⑧～⑩について記載した業務分担、連絡体制等を記載した書類 (任意様式)
<input type="checkbox"/>	⑨ 特例監理技術者と監理技術者補佐との間で常に連絡が取れる体制であること	
<input type="checkbox"/>	⑩ 監理技術者補佐が担う業務について、あらかじめ明らかにすること	
<input type="checkbox"/>	⑪ 市発注工事と県が発注する工事を兼務する場合、発注者が兼務について承認していること	・ 当該発注工事の発注者が、市発注工事との兼務を承認していることがわかる書類 (工事打合簿の写し)
<input type="checkbox"/>	⑫ 特例監理技術者の配置が認められると判断された工事であること	
<input type="checkbox"/>	上記項目をすべて満たしている	

※またはを記載すること。

※入札時点で特例監理技術者の配置を検討している場合、競争参加資格確認申請時は本様式のみ
の提出 (各要件を確認するための提出書類の添付は不要) とし、各要件を確認するための提出
書類は落札決定後に提出すること。

※契約後、特例監理技術者の配置を行う場合には、本様式と各要件を確認するための提出書類を
併せて提出すること。

【各要件を確認するための提出書類】

- ① 予定価格が3億円未満の工事であること。
〈提出書類〉
なし
- ② 建設業法第26条第3項ただし書きによる監理技術者の職務を補佐する者（以下、「監理技術者補佐」という。）を専任で配置すること。
〈提出書類〉
 - ・ 監理技術者補佐の資格を有する書類（一級施工管理技士等の国家資格者などの合格証など）
- ③ 監理技術者補佐は、一級施工管理技士補又は一級施工管理技士等の国家資格者、学歴や実務経験により監理技術者の資格を有する者であること。なお、監理技術者補佐の建設業法第27条の規定に基づく技術検定種目は、特例監理技術者に求める技術検定種目と同じであること。
- ④ 監理技術者補佐は入札参加者と直接的かつ恒常的な雇用関係にあること。
〈提出書類〉
 - ・ 監理技術者補佐の直接的かつ恒常的な雇用関係を証明する書類（健康保険証等の写し）
- ⑤ 同一の特例監理技術者が配置できる工事は、本工事を含め同時に2件までとすること。
〈提出書類〉
 - ・ 特例監理技術者が兼務する工事のCORINSの写し等
- ⑥ 天草市発注工事、又は熊本県発注工事で工事箇所が熊本県天草広域本部管内であること。
〈提出書類〉
 - ・ 施工箇所及び工事概要がわかる仕様書、図面（位置図、設計平面図等）及び、工事現場相互の距離が記載された位置図（様式自由）等要件を満たすことが確認できる書類。
- ⑦ 単体企業で受注している工事であること。
〈提出書類〉
 - ・ 特例監理技術者が兼務する工事のCORINSの写し等
- ⑧ 特例監理技術者は、施工における主要な会議への参加、現場の巡回及び主要な工程の立会等の職務を適正に遂行できること。
- ⑨ 特例監理技術者と監理技術者補佐との間で常に連絡が取れる体制であること。
- ⑩ 監理技術者補佐が担う業務について、あらかじめ明らかにすること。
〈提出書類〉
 - ・ ⑧～⑩について記載した業務分担、連絡体制等を記載した書類（任意様式）
- ⑪ 市発注工事と県が発注する工事を兼務する場合、発注者が兼務について了承していること。
〈提出書類〉
 - ・ 当該発注工事の発注者が市発注工事との兼務を承認していることがわかる書類（工事打合簿等の写し）
- ⑫ 特例監理技術者の配置が認められると判断された工事であること（高度な技術を要する等、工事の品質確保の観点から監理技術者の専任が必要と判断される工事については兼務を認めない場合がある）。
〈提出書類〉 なし